

(養魚用配合飼料価格高騰緊急対策事業実施要領第2関係)

養魚用配合飼料価格高騰緊急対策事業実施基準

1 配合飼料価格高騰分補填事業

(1) 事業対象期間及び補助対象

本事業の事業対象期間は、令和4年8月から令和5年3月とする。

事業年度	事業実施対象期間
令和4年度事業	令和4年8月～令和4年12月
令和5年度事業	令和5年1月～令和5年3月

(2) 補填単価

補填単価は、配合飼料1kgあたり、12.0円とする。

(3) 補填額の算出

ア 配合飼料<sup>\*</sup>の購入数量に上記補填単価を乗じて算出する。

※令和4年8月以降に購入した配合飼料が対象。配合飼料は、魚粉又は魚油を原料とする配合飼料のうち、養殖業の用に供するものを対象とする。給餌前に配合飼料に別途添加する魚油やビタミン剤は対象としない。

イ 端数は、対象者ごとに円未満を切り捨てとする。

(4) その他

ア 補填対象となる配合飼料数量の上限は、以下のいずれかにより算出する。

算出基礎	補填対象となる配合飼料数量の上限
1 事業実施対象期間の前年同月の配合飼料の購入数量(A)を用いる場合	$A \times 1.5$ 倍
2 過去1年間の配合飼料購入数量のうち最低2か月分の購入数量(B)を用いる場合	$B / (\text{購入実績期間}) \times \text{事業実施対象期間} \times 1.5$ 倍
3 漁業経営セーフティーネット構築事業の「養魚用配合飼料購入予定数量等設定申込書」に記載されている購入予定数量(C)を用いる場合	$C / (\text{購入予定期間}) \times \text{事業実施対象期間} \times 1.5$ 倍
4 上記による算出が困難な場合であって、その他知事が認める根拠により算出する場合	左による根拠により算出された1か月あたりの配合飼料購入数量 $\times$ 事業実施対象期間 $\times 1.5$ 倍

イ 補填対象とした配合飼料は、第三者へ転売・譲渡してはならない。

## 2 配合飼料価格高騰分補填推進事業

### (1) 事業対象期間及び補助対象

本事業の事業対象年度及び補助対象は、以下の通り。

事業年度	補助対象
令和4年度事業	令和4年8月～令和4年12月に購入した配合飼料価格高騰分の一部の補填事業の推進に要した経費
令和5年度事業	令和5年1月～令和5年3月に購入した配合飼料価格高騰分の一部の補填事業の推進に要した経費

### (2) 対象経費

配合飼料価格高騰分補填事業の推進に必要な事務経費とする。

対象経費は、旅費、振込手数料、通信運搬費、消耗品費

ただし、上記以外で必要となる経費については県と協議するものとする。

### (3) 上記経費を申請する場合

他の経費と区分し、実績報告時には証拠となる書類（写）を添付する。